

令和5年 第5回

佐伯市議会定例会議案

12月定例会
佐伯市

令和5年第5回佐伯市議会定例会議案目次

(議案)

番 号	件 名	ページ
第116号	令和5年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)	別冊
第117号	令和5年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
第118号	令和5年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	別冊
第119号	令和5年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
第120号	令和5年度佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
第121号	令和5年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
第122号	令和5年度佐伯市蒲江・深島航路事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
第123号	令和5年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
第124号	令和5年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
第125号	令和5年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第126号	令和5年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第127号	令和5年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
第128号	令和5年度佐伯市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
第129号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について	4
第130号	佐伯市大島航路事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	14
第131号	佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	15
第132号	佐伯市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について	17
第133号	佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部改正について	18
第134号	佐伯市大島航路事業の設置等に関する条例の制定について	20
第135号	佐伯市蒲江・深島航路事業の設置等に関する条例の制定について	23
第136号	佐伯市コミュニティセンター条例の一部改正について	26
第137号	佐伯市地方卸売市場事業の設置等に関する条例の制定について	29
第138号	佐伯市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	32
第139号	佐伯市道の駅やよいの指定管理者の指定について	34
第140号	佐伯市道の駅字目の指定管理者の指定について	35
第141号	佐伯市道の駅かまへの指定管理者の指定について	36
第142号	工事委託契約の変更について(日豊本線平野踏切道拡幅工事)	37
第143号	第2次佐伯市都市計画マスタープランの策定について	41
第144号	特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について	42

第 145 号	工事請負契約の変更について（令和 5 年度入津湾漁場環境改善事業 入津湾作れい・覆砂工事）	4 3
第 146 号	大分市と佐伯市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係 る事務の委託に関する協議について	4 6
第 147 号	佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	4 8
第 148 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	4 9
第 149 号	佐伯市公民館条例の一部改正について	5 2
第 150 号	佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正について	5 3
第 151 号	佐伯市スポーツ公園条例等の一部改正について	5 5
第 152 号	佐伯市グラウンド等条例の一部改正について	5 8
第 153 号	さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について	5 9
第 154 号	にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について	6 0
第 155 号	切畑児童クラブの指定管理者の指定について	6 1
第 156 号	なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について	6 2
第 157 号	めだか児童クラブの指定管理者の指定について	6 3

（専決処分の報告）

番 号	件 名	ページ
第 2 9 号	令和 5 年度佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計補正予算（第 2 号）	6 4
第 3 0 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	6 5

議案第129号

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について
 佐伯市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正)
 第1条 佐伯市職員の給与に関する条例(平成17年佐伯市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同項中「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,600	208,600	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600	411,500
短時間	2	163,700	210,300	243,100	274,000	298,400	326,300	369,200	413,900
勤務職	3	164,900	212,000	244,500	275,500	300,400	328,500	371,600	416,400
員以外	4	166,000	213,500	245,900	277,100	302,300	330,500	374,000	418,900
の職員	5	167,100	215,000	247,100	278,600	304,100	332,500	375,900	420,800
	6	168,200	216,800	248,700	280,300	305,900	334,500	378,400	422,900
	7	169,300	218,600	250,200	282,100	307,500	336,400	380,700	425,000
	8	170,400	220,300	251,700	283,900	309,100	338,300	383,200	427,200
	9	171,400	221,800	252,800	285,700	310,700	340,200	385,700	429,100
	10	172,800	223,300	254,200	287,600	312,900	342,200	388,300	431,200
	11	174,100	224,800	255,700	289,400	315,100	344,200	390,900	433,300

12	175,400	226,300	257,000	291,200	317,100	346,200	393,500	435,200
13	176,600	227,500	258,300	293,000	319,200	348,000	395,800	436,900
14	178,100	228,900	259,500	294,600	321,200	350,000	398,100	438,700
15	179,600	230,300	260,700	296,000	323,100	352,000	400,300	440,600
16	181,200	231,700	261,900	297,400	325,000	353,900	402,600	442,500
17	182,300	233,100	263,100	298,900	326,900	355,600	404,400	444,300
18	183,700	234,700	264,400	300,900	328,900	357,600	406,300	446,100
19	185,200	236,200	265,700	302,900	330,800	359,400	408,200	447,900
20	186,600	237,600	267,000	304,700	332,700	361,300	410,000	449,600
21	187,900	238,800	268,400	306,400	334,400	363,200	411,800	451,500
22	190,200	240,400	269,900	308,300	336,400	365,100	413,600	453,000
23	192,400	241,900	271,500	310,200	338,400	367,000	415,400	454,400
24	194,600	243,300	273,000	312,000	340,300	368,900	417,200	455,900
25	196,800	244,300	274,600	313,700	341,700	370,800	418,900	457,300
26	198,500	245,800	276,300	315,700	343,600	372,700	420,400	458,600
27	200,000	247,100	277,900	317,800	345,500	374,600	421,900	459,900
28	201,500	248,300	279,500	319,700	347,400	376,500	423,400	461,100
29	203,000	249,400	281,100	321,400	349,000	378,000	424,900	462,100
30	204,400	250,400	282,600	323,400	350,900	379,800	426,200	462,800
31	205,800	251,400	284,100	325,400	352,800	381,600	427,500	463,600
32	207,200	252,300	285,700	327,400	354,600	383,200	428,700	464,300
33	208,600	253,200	286,800	328,600	356,400	385,000	429,900	465,000
34	209,900	254,100	288,400	330,600	358,200	386,400	431,200	465,800
35	211,200	254,900	289,900	332,500	359,900	387,800	432,500	466,500
36	212,500	255,700	291,400	334,500	361,600	389,200	433,700	467,100
37	213,800	256,400	292,800	336,400	363,000	390,600	434,900	467,600
38	215,000	257,500	294,400	338,300	364,300	391,800	435,700	468,200
39	216,200	258,700	296,000	340,200	365,600	393,000	436,500	468,800
40	217,400	259,800	297,600	342,100	367,000	394,000	437,300	469,400
41	218,500	261,000	299,100	343,900	368,100	395,100	437,900	469,900
42	219,600	262,200	300,700	345,800	369,000	396,300	438,600	470,400
43	220,600	263,300	302,200	347,600	370,000	397,400	439,300	470,800
44	221,600	264,400	303,700	349,400	371,100	398,500	440,000	471,100
45	222,500	265,500	305,300	350,900	371,900	399,200	440,800	471,400
46	223,400	266,600	306,900	352,400	372,800	399,900	441,600	
47	224,300	267,700	308,500	353,800	373,700	400,600	442,000	

48	225,200	268,700	310,000	355,300	374,500	401,300	442,700	
49	226,100	269,700	310,900	356,800	375,300	401,900	443,200	
50	227,000	270,700	312,400	357,600	376,100	402,500	443,600	
51	227,900	271,700	313,900	358,600	376,900	403,000	444,000	
52	228,800	272,600	315,500	359,600	377,600	403,400	444,400	
53	229,600	273,500	317,100	360,500	378,300	403,800	444,800	
54	230,500	274,400	318,800	361,600	379,000	404,100	445,200	
55	231,400	275,300	320,300	362,500	379,700	404,400	445,600	
56	232,200	276,200	321,800	363,500	380,400	404,700	445,900	
57	232,500	277,100	323,200	364,400	380,900	405,000	446,200	
58	233,300	278,000	324,400	365,100	381,500	405,300	446,600	
59	234,000	278,900	325,500	365,800	382,100	405,600	446,900	
60	234,600	279,800	326,600	366,400	382,800	405,900	447,200	
61	235,200	280,800	327,300	366,800	383,200	406,200	447,500	
62	235,900	281,800	328,200	367,400	383,900	406,500		
63	236,500	282,700	329,000	368,100	384,600	406,800		
64	237,000	283,600	329,800	368,800	385,200	407,100		
65	237,500	284,100	330,600	369,100	385,600	407,400		
66	238,000	284,900	331,000	369,800	386,200	407,700		
67	238,500	285,600	331,600	370,500	386,800	408,000		
68	239,100	286,500	332,300	371,100	387,400	408,300		
69	239,600	287,500	333,100	371,400	387,800	408,500		
70	240,100	288,300	333,800	372,000	388,300	408,800		
71	240,600	289,100	334,500	372,700	388,800	409,100		
72	241,100	289,900	335,100	373,300	389,400	409,300		
73	241,600	290,600	335,600	373,600	389,700	409,500		
74	242,100	291,100	336,200	374,200	390,100	409,800		
75	242,500	291,500	336,700	374,900	390,500	410,100		
76	243,000	291,900	337,300	375,500	390,900	410,300		
77	243,500	292,100	337,600	375,900	391,200	410,500		
78	244,000	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800		
79	244,500	292,600	338,500	377,000	391,800	411,100		
80	245,000	292,900	338,900	377,500	392,000	411,300		
81	245,400	293,100	339,300	378,000	392,200	411,500		
82	245,900	293,300	339,800	378,600	392,500	411,800		
83	246,300	293,600	340,300	379,100	392,800	412,100		

84	246,700	293,800	340,800	379,400	393,000	412,300		
85	247,100	294,100	341,100	379,800	393,200	412,500		
86	247,500	294,400	341,500	380,300	393,500			
87	247,900	294,700	342,000	380,700	393,800			
88	248,300	295,000	342,400	381,100	394,000			
89	248,700	295,300	342,700	381,500	394,200			
90	249,200	295,700	343,100	382,000	394,500			
91	249,500	296,000	343,600	382,400	394,800			
92	249,800	296,400	344,000	382,800	395,000			
93	250,100	296,600	344,200	383,100	395,200			
94		296,800	344,600	383,600	395,500			
95		297,100	345,100	384,000	395,800			
96		297,500	345,500	384,400	396,000			
97		297,700	345,700	384,800	396,200			
98		298,000	346,100	385,300				
99		298,400	346,500	385,700				
100		298,800	346,800	386,100				
101		299,000	347,100	386,400				
102		299,300	347,500					
103		299,700	347,900					
104		300,000	348,300					
105		300,200	348,800					
106		300,500	349,200					
107		300,900	349,600					
108		301,200	350,000					
109		301,400	350,500					
110		301,800	350,900					
111		302,200	351,300					
112		302,500	351,600					
113		302,700	352,100					
114		302,900						
115		303,200						
116		303,600						
117		303,800						
118		304,000						

	119		304,300						
	120		304,600						
	121		305,000						
	122		305,200						
	123		305,500						
	124		305,800						
	125		306,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		189,300	216,800	257,000	276,400	291,600	317,100	359,100	392,400

第2条 佐伯市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項中「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正)

第3条 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例（平成17年佐伯市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	265,500	347,600	408,100	476,100	569,800
2	268,000	350,600	410,800	478,400	572,900
3	270,400	353,500	413,300	480,600	576,000
4	272,800	356,400	415,900	482,900	579,100
5	274,900	358,900	418,400	485,200	582,000
6	278,400	361,900	420,400	487,300	584,400
7	281,900	364,900	422,200	489,500	586,900
8	285,400	367,700	424,100	491,500	589,300
9	289,000	369,800	425,900	493,400	591,500
10	292,500	372,300	428,600	495,500	593,000
11	296,100	375,000	431,100	497,600	594,500

12	299,600	377,500	433,500	499,700	596,000
13	303,100	380,200	435,700	501,800	597,500
14	307,000	383,600	438,200	503,700	598,600
15	310,900	386,700	440,200	505,800	599,700
16	314,500	390,000	442,300	507,900	600,600
17	318,200	393,000	444,300	509,800	601,800
18	321,700	395,600	446,500	511,800	602,800
19	325,200	398,000	448,700	513,800	603,800
20	328,700	400,500	450,800	515,600	604,800
21	332,300	403,100	452,300	517,400	605,800
22	336,000	405,100	454,700	519,300	
23	339,400	406,700	457,000	521,100	
24	342,700	408,300	459,200	522,900	
25	346,000	410,000	461,200	524,500	
26	348,500	412,200	463,500	526,300	
27	351,100	414,300	465,700	528,100	
28	353,400	416,300	468,000	529,900	
29	355,500	418,500	470,100	531,500	
30	357,200	420,600	472,300	533,300	
31	358,900	422,200	474,600	535,100	
32	360,700	423,900	476,700	536,900	
33	362,600	425,800	478,500	538,500	
34	364,800	427,300	480,600	540,300	
35	366,900	429,100	482,700	542,000	
36	368,900	430,900	484,700	543,700	
37	370,800	432,800	486,900	545,300	
38	373,000	434,800	488,600	546,900	
39	375,100	436,600	490,400	548,300	
40	377,100	438,500	492,200	549,900	
41	379,100	440,300	493,800	551,400	
42	379,800	442,000	495,600	552,900	
43	380,400	443,700	497,400	554,300	
44	381,100	445,500	499,000	555,600	
45	382,000	447,300	500,400	556,800	
46	383,300	449,100	502,100	557,800	

47	384,700	450,800	503,900	558,800	
48	386,000	452,600	505,600	559,800	
49	386,800	454,200	507,100	560,800	
50	387,600	455,900	508,400	561,700	
51	388,400	457,600	509,700	562,600	
52	388,900	459,300	511,000	563,500	
53	389,700	461,200	512,000	564,300	
54	390,500	462,400	513,300	565,200	
55	391,200	463,600	514,600	566,100	
56	391,900	464,800	515,900	567,000	
57	392,600	465,800	516,900	567,900	
58	393,500	466,800	517,700	568,800	
59	394,200	467,700	518,600	569,700	
60	394,800	468,500	519,400	570,400	
61	395,300	469,300	520,300	571,300	
62	395,800	470,000	521,100	572,200	
63	396,200	470,700	522,000	573,100	
64	396,600	471,300	522,800	574,000	
65	396,900	472,000	523,700	574,900	
66		472,700	524,600		
67		473,300	525,300		
68		473,900	526,200		
69		474,200	527,100		
70		474,800	527,900		
71		475,500	528,800		
72		476,200	529,700		
73		476,600	530,500		
74		477,200	531,400		
75		477,900	532,300		
76		478,600	533,000		
77		479,000	533,800		
78		479,600	534,700		
79		480,200	535,600		
80		480,700	536,500		
81		481,300	537,300		

82		481,800	538,200		
83		482,300	539,100		
84		482,800	540,000		
85		483,200	540,800		
86		483,800	541,700		
87		484,200	542,600		
88		484,700	543,500		
89		485,300	544,300		
90		485,900			
91		486,500			
92		486,900			
93		487,400			
94		488,000			
95		488,600			
96		489,100			
97		489,600			

(佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年佐伯市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,600」を「381,100」に、「422,700」を「428,300」に、「472,800」を「478,400」に、「533,900」を「540,600」に、「609,000」を「616,800」に、「711,100」を「720,200」に、「831,300」を「841,500」に改める。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第5条 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年佐伯市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第7条 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年佐伯市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第9条 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7条及び第9条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（佐伯市職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例の規定、第3条の規定による改正後の佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例（以下「改正後の医師給与条例」という。）の規定及び第4条の規定（佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（職員給与条例第25条第2項及び第3項の改正規定並びに第28条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例の規定、第4条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の佐伯市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の職員給与条例、改正後の医師給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員給与条例、第3条の規定による改正前の佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例若しくは第8条の規定による改正前の佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員給与条例、改正後の医師給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例若しくは改正後の特別職給与条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

令和5年10月3日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じたいので提出する。

議案第130号

佐伯市大島航路事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

佐伯市大島航路事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

佐伯市大島航路事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
佐伯市大島航路事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年佐伯市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

大島航路事業職員の受ける給与の種類に退職手当を加えたいので提出する。

議案第131号

佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
佐伯市職員の退職手当に関する条例（平成17年佐伯市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第16項」を「第19項」に改める。

附則第6項中「第5条の2及び附則第15項」を「第5条の2第1項及び附則第15項から第17項まで」に改める。

附則中第16項を第19項とし、第15項の次に次の3項を加える。

16 当分の間、佐伯市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用を受けた後に退職した者が、基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中で、かつ、特定日（同条例附則第11項に規定する特定日をいう。以下同じ。）前に、給料月額の変額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、特定減額前給料月額（特定日の前日におけるその者の給料月額（以下「特定日前給料月額」という。）より多いときに限る。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、市長が別に定める場合においては、この限りでない。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 特定日前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が、特定日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定日前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の特定日前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じ

て得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が、第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

17 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ次のア又はイに定める額

ア 60以上 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び特定日前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、特定日前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

18 前2項の規定の適用を受ける者に対するこの条例の規定の適用に当たっての必要な技術的読替えは、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

給料月額7割水準措置の適用を受けた後に退職した者で、基礎在職期間中に降任等を理由に給料月額を減額されたことがあるものに係る退職手当の基本額の算定の特例の適用について、新たに経過措置の規定を整備したいので提出する。

議案第132号

佐伯市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について
佐伯市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
佐伯市災害派遣手当の支給に関する条例（平成28年佐伯市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整理をしたいので提出する。

議案第133号

佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部改正について
佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部を改正する条例

第1条 佐伯市情報ネットワーク施設条例（平成19年佐伯市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「30メートル」を「90メートル」に改める。

第13条中「次条」を「第15条」に改める。

別表第2放送サブセンターの部に次のように加える。

蒲江光ケーブルサブセンター	佐伯市蒲江大字蒲江浦 373 番地 1
---------------	---------------------

別表第5市民情報サービスの項中「本匠地域」の次に「宇目地域」を加え、「及び米水津地域」を「米水津地域及び蒲江地域」に改める。

第2条 佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、同条第10号中「タップオフから各戸若しくは各事業所等に設置する保安器まで又はドロップクロージャから各戸若しくは」を「ドロップクロージャから各戸又は」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号中「保安器又は」を削り、同号を同条第9号とし、同条第12号中「ネットワーク施設のケーブル、増幅器等の」を削り、同号を同条第10号とする。

第3条の見出しを「(名称及び位置)」に改め、同条第1項中「には、次に掲げる施設を設ける」を「のうち、放送センター及び放送サブセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第4条第1号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第5条を次のように改める。

(業務の対象区域)

第5条 市民情報サービスを行う区域は、上浦地域、本匠地域、宇目地域、直川地域及び米水津地域の全域並びに蒲江地域のうち屋形島及び深島とする。

第12条第1項中「次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、「当たり」の次に「月額1,430円」を加え、同項各号を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第14条第2項を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とし、別表第4及び別表第5を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の佐伯市情報ネットワーク施設条例別表第5に掲げる区域(宇目地域及び蒲江地域に限る。)における光ケーブルネットワーク施設の利用に係る使用料は、同条例第12条第1項第2号の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、月額730円とする。

理 由

光ケーブルネットワーク施設の整備に伴う所要の改正をしたいので提出する。

議案第134号

佐伯市大島航路事業の設置等に関する条例の制定について
佐伯市大島航路事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市大島航路事業の設置等に関する条例

(大島航路事業の設置)

第1条 大島と佐伯間の交通の便を図るため、大島航路事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、大島航路事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 大島航路事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない大島航路事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により大島航路事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、大島航路事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 大島航路事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、大島航路事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、大島航路事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要があると認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(佐伯市特別会計条例の一部改正)

2 佐伯市特別会計条例(平成17年佐伯市条例第66号)の一部を次のように改正する。
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(佐伯市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の佐伯市特別会計条例第1条第2号の大島航路事業特別会計の令和5年度分の決算については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日の前日までに、前項の大島航路事業特別会計に属する現金、債権、債務及び財産は、この条例の施行の日以後佐伯市大島航路事業会計に帰属するものとする。

(佐伯市大島航路事業条例の一部改正)

5 佐伯市大島航路事業条例(平成17年佐伯市条例第309号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐伯市大島航路条例

理 由

大島航路事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定めるほか、関係条例の整備をしたいので提出する。

議案第135号

佐伯市蒲江・深島航路事業の設置等に関する条例の制定について
佐伯市蒲江・深島航路事業の設置等に関する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市蒲江・深島航路事業の設置等に関する条例

(蒲江・深島航路事業の設置)

第1条 蒲江と深島間の交通の便を図るため、蒲江・深島航路事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、蒲江・深島航路事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 蒲江・深島航路事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない蒲江・深島航路事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により蒲江・深島航路事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、蒲江・深島航路事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 蒲江・深島航路事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、蒲江・深島航路事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、蒲江・深島航路事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要があると認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(佐伯市特別会計条例の一部改正)

2 佐伯市特別会計条例(平成17年佐伯市条例第66号)の一部を次のように改正する。
第1条第9号を削る。

(佐伯市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の佐伯市特別会計条例第1条第9号の蒲江・深島航路事業特別会計の令和5年度分の決算については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日の前日までに、前項の蒲江・深島航路事業特別会計に属する現金、債権、債務及び財産は、この条例の施行の日以後佐伯市蒲江・深島航路事業会計に帰属するものとする。

(佐伯市蒲江・深島航路事業条例の一部改正)

5 佐伯市蒲江・深島航路事業条例(令和4年佐伯市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐伯市蒲江・深島航路条例

理 由

蒲江・深島航路事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定めるほか、関係条例の整備をしたいので提出する。

議案第136号

佐伯市コミュニティセンター条例の一部改正について
 佐伯市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
 佐伯市コミュニティセンター条例（令和3年佐伯市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐伯市渡町台地域コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

佐伯市大入島地域コミュニティセンター	佐伯市大字久保浦 1059 番地 13
--------------------	---------------------

別表第1 佐伯市西上浦地域コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

佐伯市下堅田地域コミュニティセンター	佐伯市大字堅田 5975 番地 1
--------------------	-------------------

別表第1 佐伯市青山地域コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

佐伯市木立地域コミュニティセンター	佐伯市大字木立 890 番地
佐伯市上浦地域コミュニティセンター	佐伯市上浦大字浅海井浦 144 番地 5
佐伯市本匠地域コミュニティセンター	佐伯市本匠大字宇津々 2001 番地
西分館	佐伯市本匠大字堂ノ間 1066 番地

別表第2 中第19項を第25項とし、第4項から第18項までを6項ずつ繰り下げ、第3項を第5項とし、同項の次に次の4項を加える。

6 佐伯市木立地域コミュニティセンター

区分	使用料（1時間につき）
談話室（図書室）	300 円
研修室	620 円
調理室	300 円

7 佐伯市上浦地域コミュニティセンター

区分	使用料（1時間につき）	
	基本使用料	冷暖房費
大集会室	2,080 円	1,030 円
和室 1	300 円	100 円
和室 2	300 円	100 円
調理室	300 円	
実習室	300 円	100 円

団体連絡室	300 円	100 円
会議室	620 円	200 円
視聴覚室	300 円	100 円
相談室	300 円	100 円
舞台音響照明	1 日につき 4,180 円	

8 佐伯市本匠地域コミュニティセンター

区分	使用料（1時間につき）	
	基本使用料	冷暖房費
研修室	300 円	100 円
視聴覚室	300 円	100 円
和室	300 円	100 円
調理室	300 円	
大集会室	2,080 円	1,030 円
その他	300 円	100 円

9 佐伯市本匠地域コミュニティセンター西分館

区分	使用料（1時間につき）	
	基本使用料	冷暖房費
談話室	300 円	
小会議室	300 円	
和室	300 円	100 円
調理室	300 円	
大会議室	620 円	200 円
その他	300 円	100 円

別表第2中第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 佐伯市下堅田地域コミュニティセンター

区分	使用料（1時間につき）
図書資料室兼会議室	300 円
講話室	300 円
多目的室	300 円
大広間	620 円
調理実習室	300 円

別表第2第1項の次に次の1項を加える。

2 佐伯市大入島地域コミュニティセンター

区分	使用料（1時間につき）
研修室1	300 円
研修室2	300 円

調理室	300 円
集会室	620 円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

大入島地域、下堅田地域、木立地域、上浦地域及び本匠地域の公民館をコミュニティセンターとしたいので提出する。

議案第137号

佐伯市地方卸売市場事業の設置等に関する条例の制定について
佐伯市地方卸売市場事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市地方卸売市場事業の設置等に関する条例

(地方卸売市場事業の設置)

第1条 生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって住民の生活の安定に資するため、地方卸売市場事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、地方卸売市場事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 地方卸売市場事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない地方卸売市場事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により地方卸売市場事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、地方卸売市場事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 地方卸売市場事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、地方卸売市場事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、地方卸売市場事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要があると認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(佐伯市特別会計条例の一部改正)

2 佐伯市特別会計条例(平成17年佐伯市条例第66号)の一部を次のように改正する。
第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(佐伯市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の佐伯市特別会計条例第1条第1号の地方卸売市場事業特別会計の令和5年度分の決算については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日の前日までに、前項の地方卸売市場事業特別会計に属する現金、債権、債務及び財産は、この条例の施行の日以後佐伯市地方卸売市場事業会計に帰属するものとする。

(佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正)

5 佐伯市条例の廃止に関する条例(平成17年佐伯市条例第362号)の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(84) 佐伯市地方卸売市場事業特別会計財政調整基金条例（平成 17 年佐伯市条例第 103 号）

（佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の佐伯市地方卸売市場事業特別会計財政調整基金条例の規定により積み立て現に存する基金に属する現金等は、この条例の施行の日以後佐伯市地方卸売市場事業会計に帰属するものとする。

理 由

地方卸売市場事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定めるほか、関係条例の整備をしたいので提出する。

議案第138号

佐伯市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
佐伯市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
佐伯市下水道事業の設置等に関する条例（平成17年佐伯市条例第325号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び特定環境保全公共下水道事業」を「、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び生活排水処理事業」に改める。

第3条第2項中「規模」の次に「又は区域」を加え、同項に次の3号を加える。

- (3) 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業 佐伯市集落排水処理施設条例（平成17年佐伯市条例第234号）第2条第1項に規定する処理区域
- (4) 小規模集合排水処理事業 佐伯市小規模集合排水処理施設条例（平成17年佐伯市条例第207号）第2条に規定する処理区域
- (5) 生活排水処理事業 佐伯市生活排水処理施設条例（平成17年佐伯市条例第206号）第3条第2項の規定により告示された処理区域

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（佐伯市特別会計条例の一部改正）
- 2 佐伯市特別会計条例（平成17年佐伯市条例第66号）の一部を次のように改正する。
第1条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号を第2号とし、第7号を第3号とする。
（佐伯市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による改正前の佐伯市特別会計条例第1条第1号の農業集落排水事業特別会計、同条第2号の漁業集落排水事業特別会計、同条第3号の小規模集合排水処理事業特別会計及び同条第4号の生活排水処理事業特別会計の令和5年度分の決算については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日の前日までに、前項の各特別会計に属する現金、債権、債務及び財産は、この条例の施行の日以後佐伯市下水道事業会計に帰属するものとする。

(佐伯市農業集落排水事業地方債償還基金条例の一部改正)

- 5 佐伯市農業集落排水事業地方債償還基金条例（平成 17 年佐伯市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

(佐伯市漁業集落排水事業地方債償還基金条例の一部改正)

- 6 佐伯市漁業集落排水事業地方債償還基金条例（平成 17 年佐伯市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「漁業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

(佐伯市生活排水処理事業地方債償還基金条例の一部改正)

- 7 佐伯市生活排水処理事業地方債償還基金条例（平成 17 年佐伯市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「生活排水処理事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

(佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正)

- 8 佐伯市条例の廃止に関する条例（平成 17 年佐伯市条例第 362 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

- (85) 佐伯市生活排水処理事業財政調整基金条例（平成 17 年佐伯市条例第 100 号）

理 由

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び生活排水処理事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するとともに、当該各事業に係る特別会計を廃止するほか、関係条例の整備をしたいので提出する。

議案第139号

佐伯市道の駅やよいの指定管理者の指定について

佐伯市道の駅やよいの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
佐伯市道の駅やよい
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市葛港3番21号
団体名 佐伯海産株式会社
代表者 代表取締役 西田 善彦
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

佐伯市道の駅やよいの管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第140号

佐伯市道の駅字目の指定管理者の指定について

佐伯市道の駅字目の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
佐伯市道の駅字目
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市野岡町2丁目1番10号
団体名 株式会社 マルミヤストア
代表者 代表取締役社長 池邊 恭行
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

佐伯市道の駅字目の管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第141号

佐伯市道の駅かまへの指定管理者の指定について

佐伯市道の駅かまへの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
佐伯市道の駅かまへ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市蒲江大字西野浦1637番地3
団体名 株式会社 蒲江創生協会
代表者 代表取締役 早川 光樹
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

佐伯市道の駅かまへの管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第142号

工事委託契約の変更について（日豊本線平野踏切道拡幅工事）

次のとおり工事委託契約の一部を変更することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐伯市条例第65号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

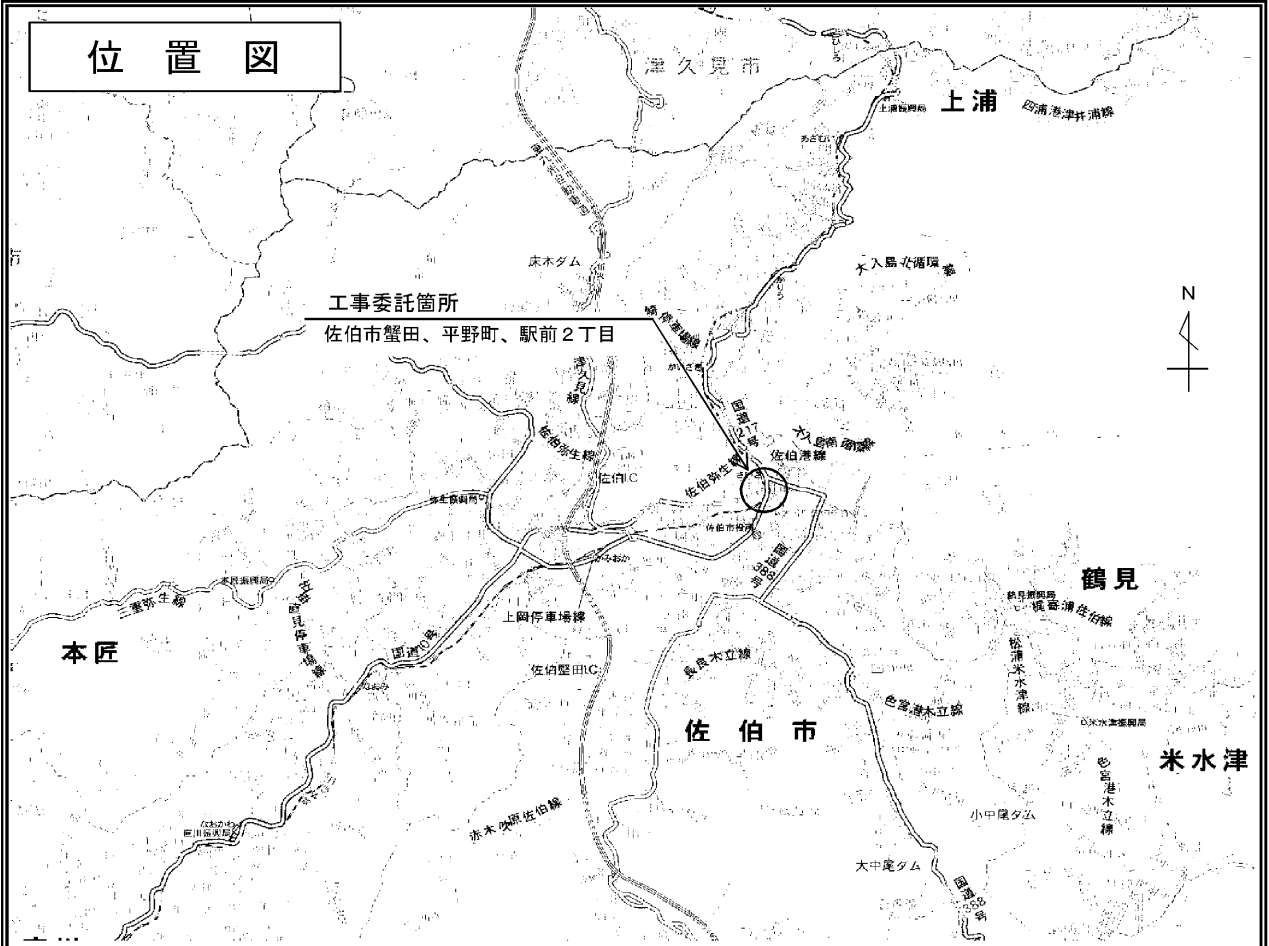
佐伯市長 田 中 利 明

- 1 委託工事名 日豊本線佐伯駅構内197k615m付近平野踏切道拡幅工事
- 2 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二
- 3 契約変更事項 契約金額
旧 214,110,000円
新 236,976,000円

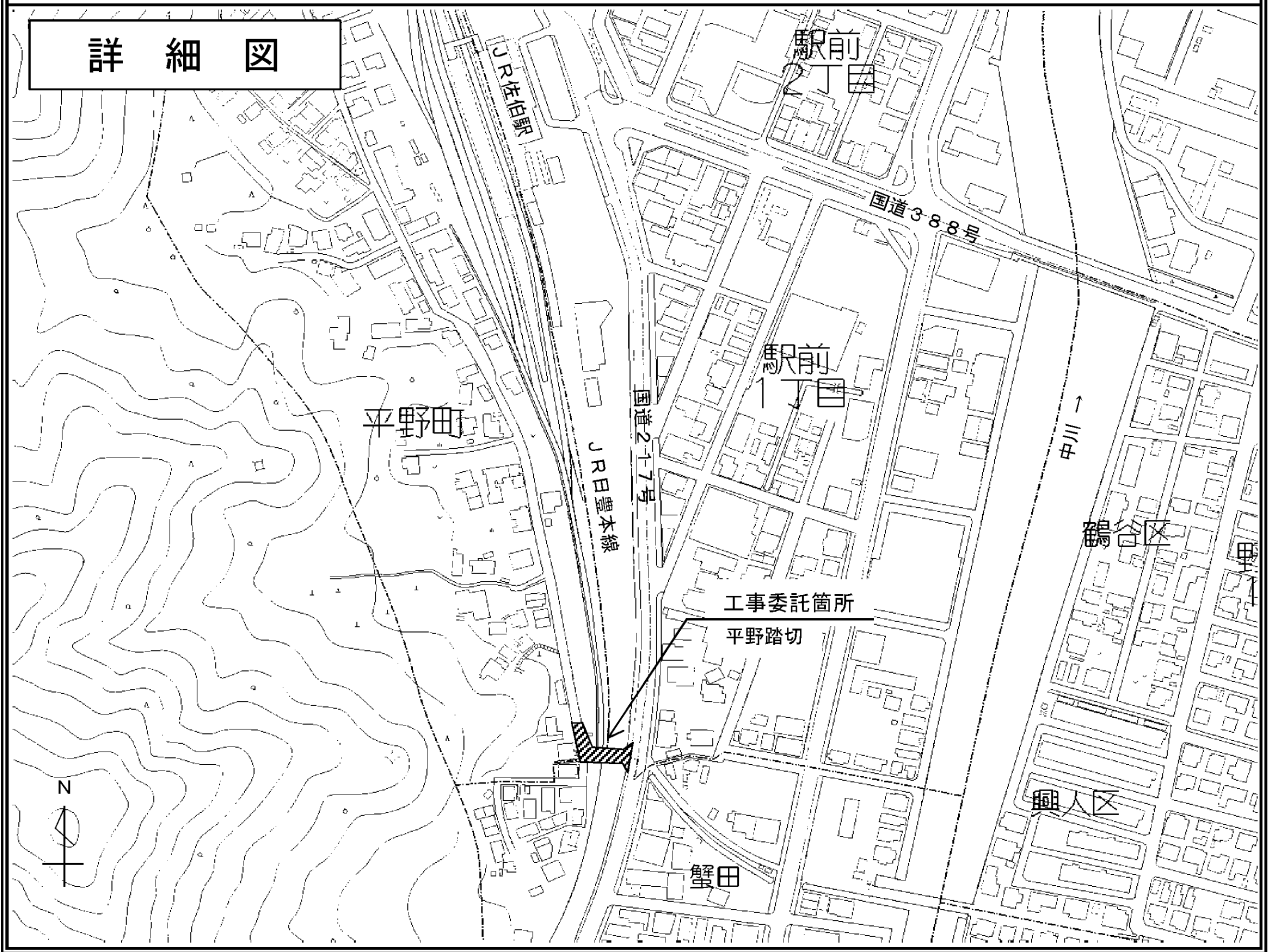
理 由

酷暑期の軌道近接掘削作業に伴う軌道監視、大型仮設材搬入のための進入路整備等に必要経費を追加することに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので提出する。

位置図



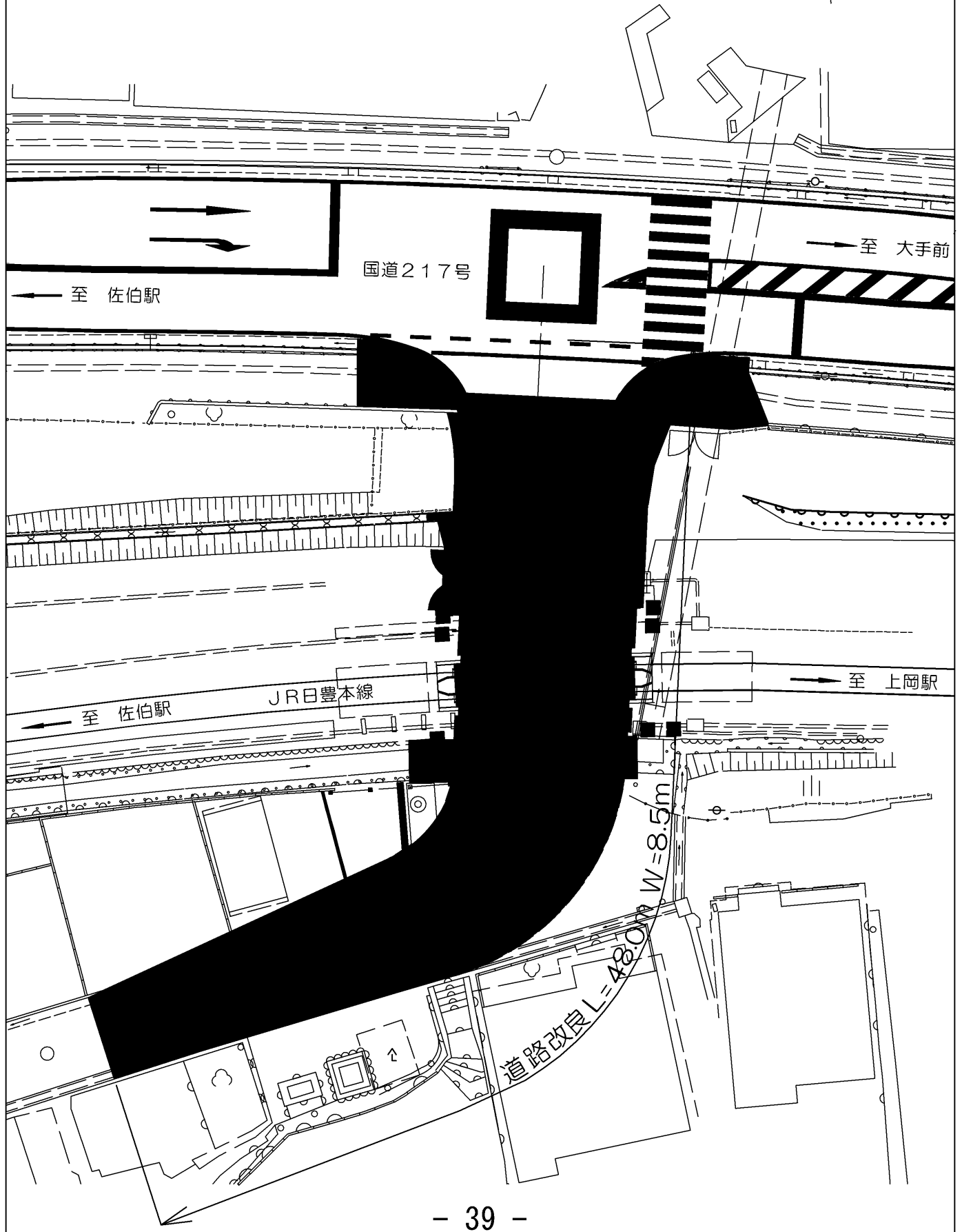
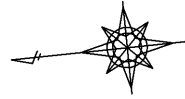
詳細図



変更なし

平面図

S=1:250



変更なし

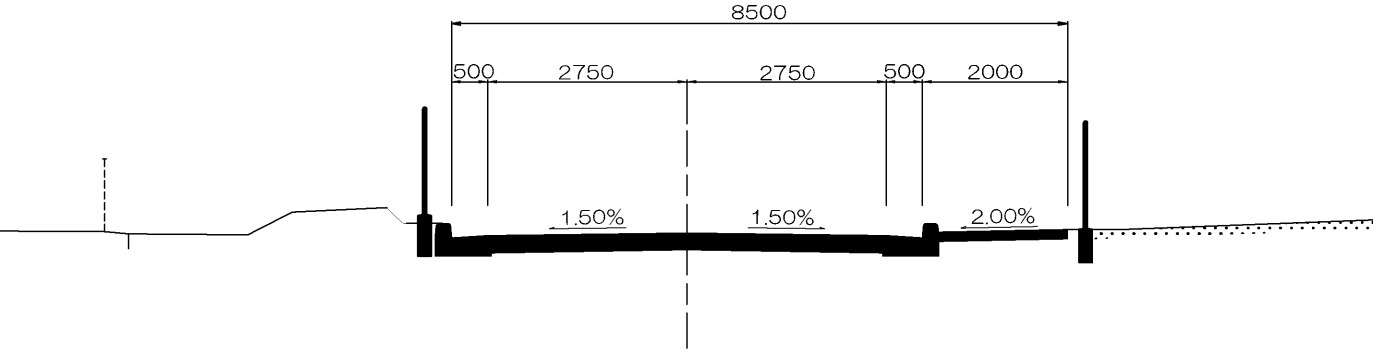
標準断面図

S=1:100

踏切部

佐伯駅側

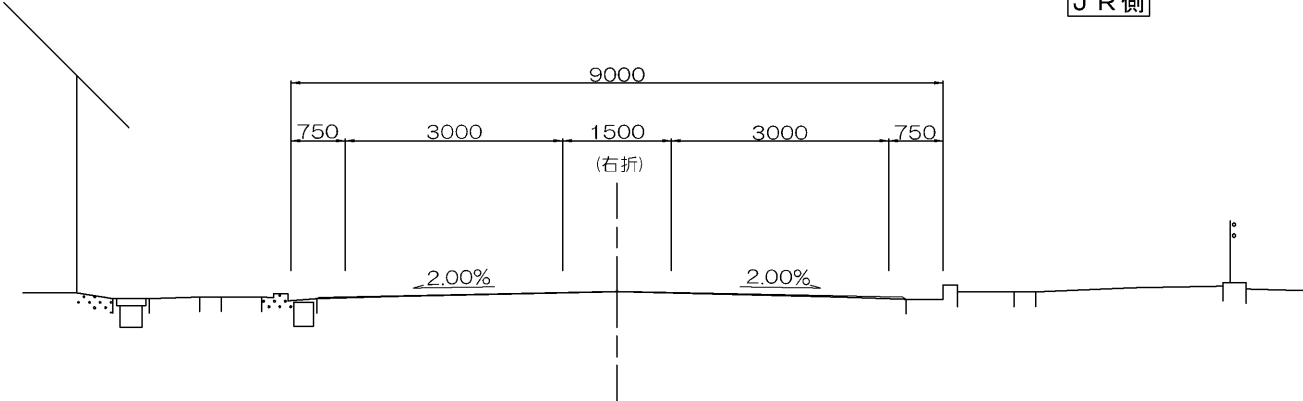
大手前側



国道部

(大手前方面を望む)

J R 側



議案第143号

第2次佐伯市都市計画マスタープランの策定について

別冊のとおり第2次佐伯市都市計画マスタープランを策定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項及び佐伯市議会基本条例（平成22年佐伯市条例第47号）第11条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

理 由

第2次佐伯市都市計画マスタープランを策定したいので提出する。

議案第144号

特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

特定公共賃貸住宅の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
佐伯市特定公共賃貸住宅条例（平成17年佐伯市条例第332号）別表に掲げる特定公共賃貸住宅
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 大分市城崎町2丁目3番32号
団体名 大分県住宅供給公社
代表者 理事長 山本 修司
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

特定公共賃貸住宅の管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第145号

工事請負契約の変更について（令和5年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事）

次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐伯市条例第65号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

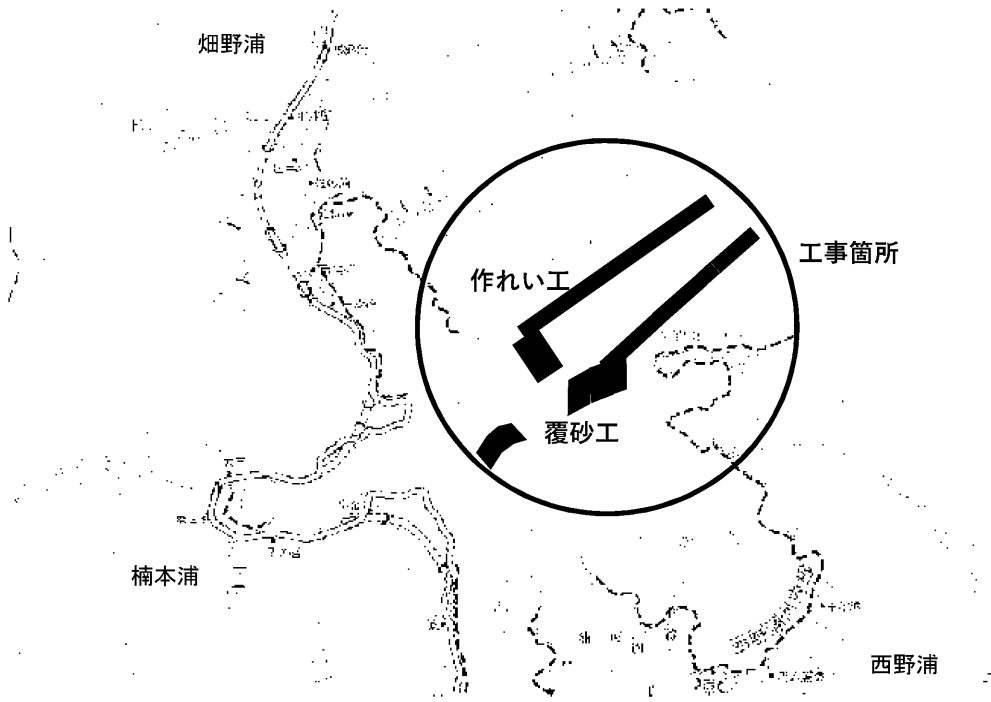
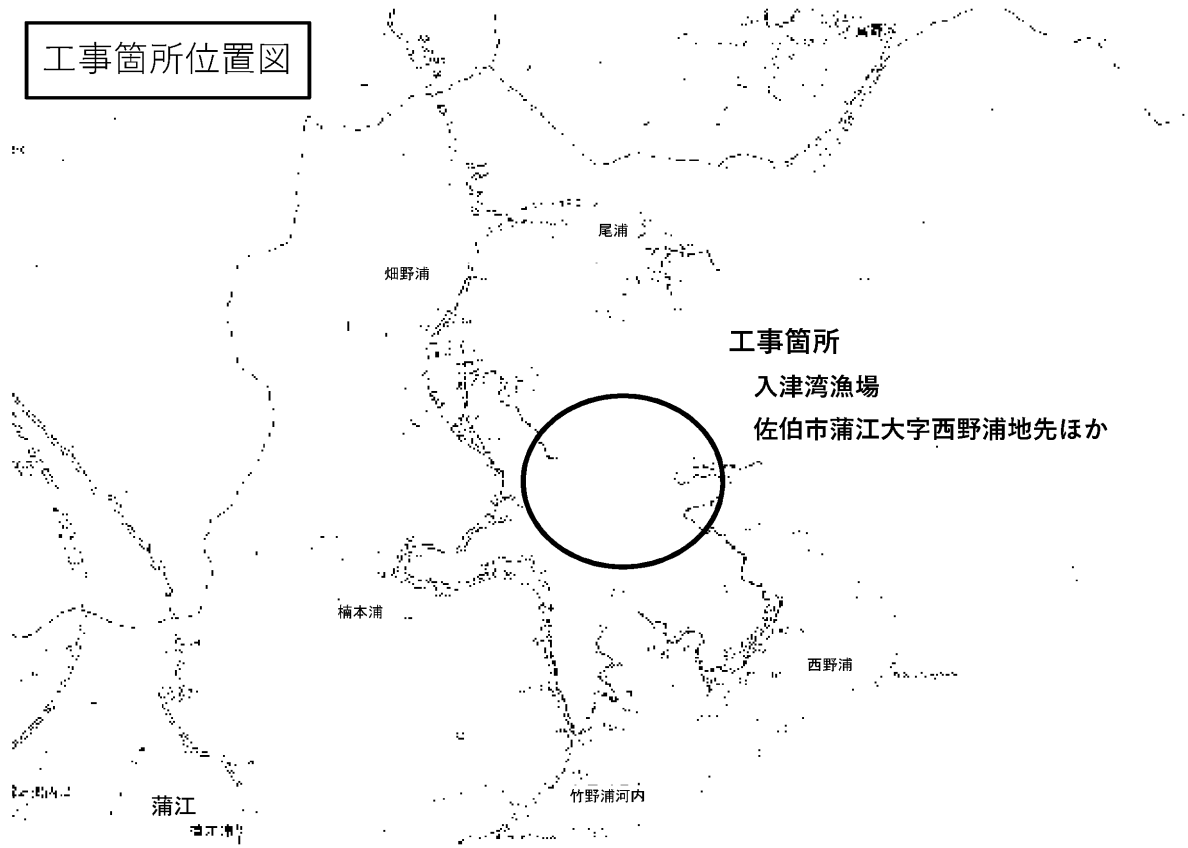
佐伯市長 田中利明

- 1 工 事 名 令和5年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事
- 2 契約の相手方 佐伯市9029番地1
丸和・南九特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社丸和土木
代表取締役 渡辺 隆次
- 3 契約変更事項 契約金額
旧 198,568,568円
新 220,000,000円

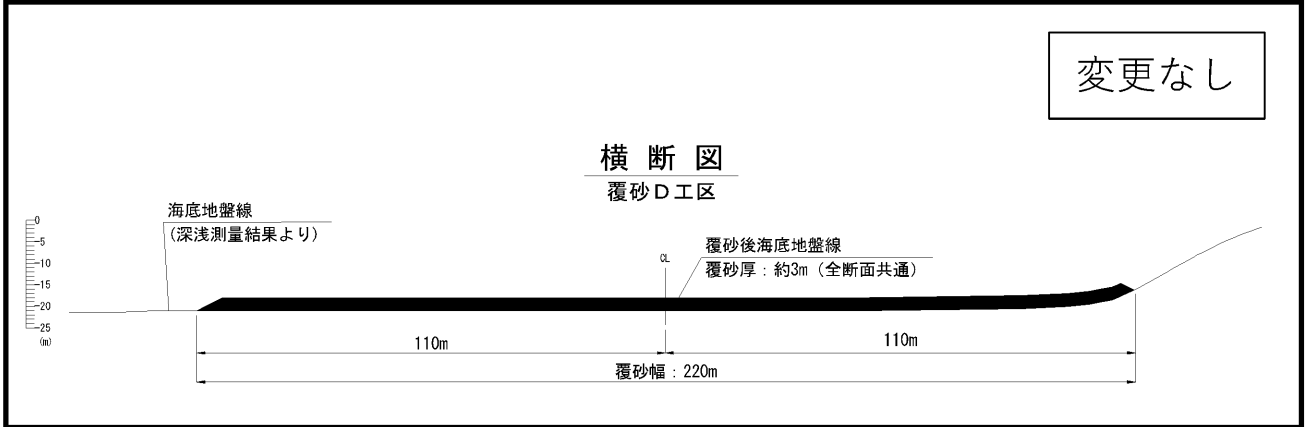
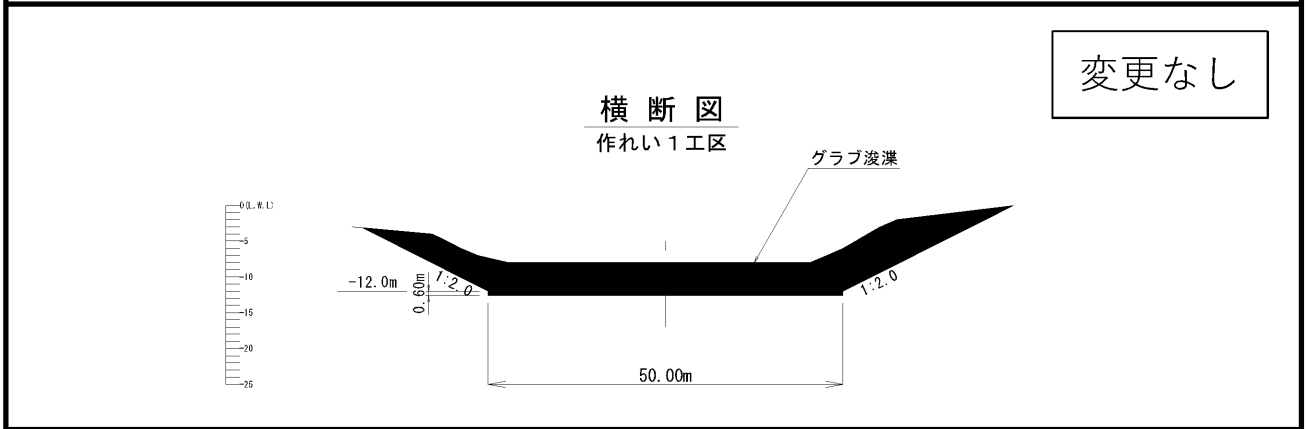
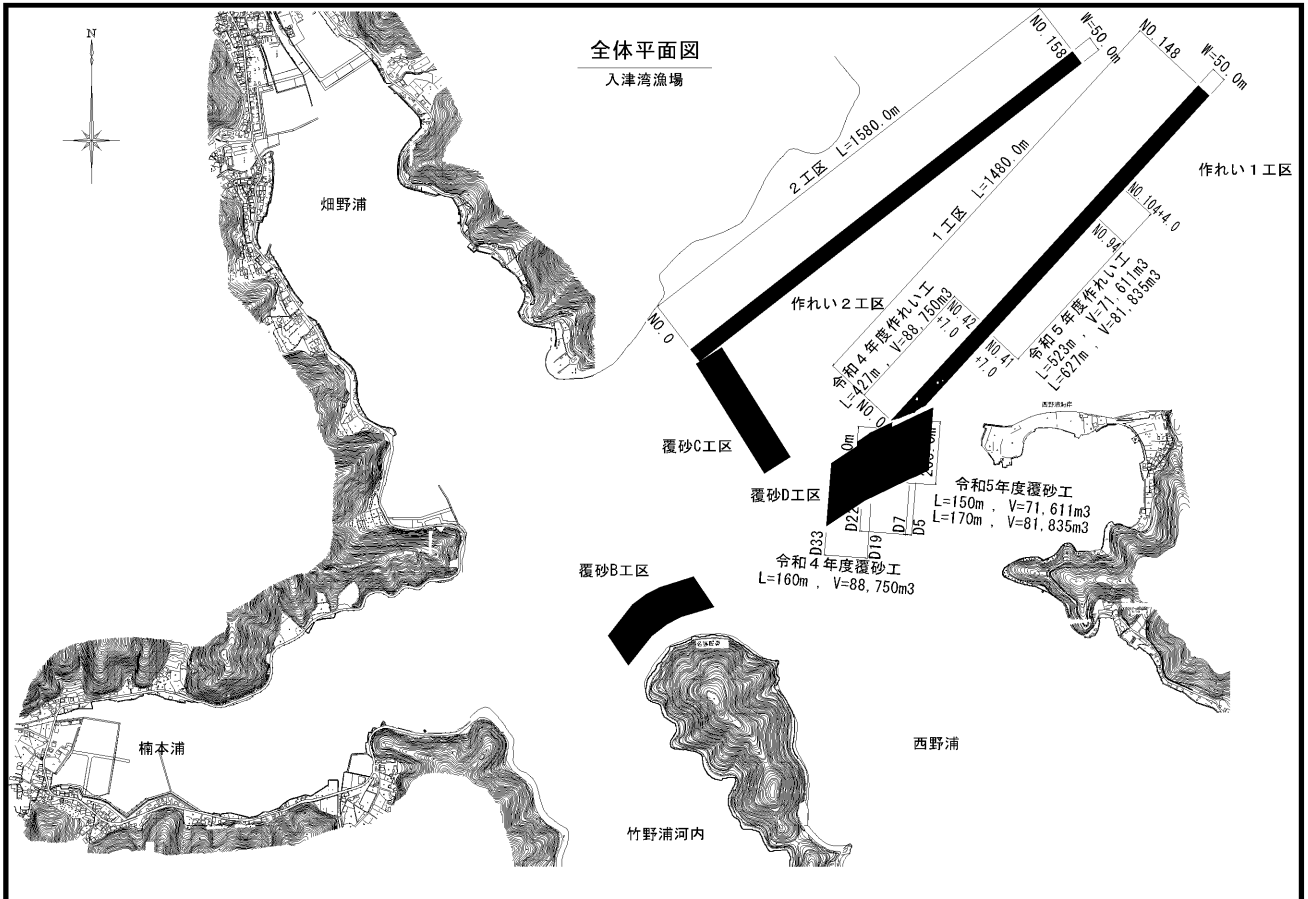
理 由

作れい工及び覆砂工の延長に要する経費を追加することに伴い、契約金額を変更する必要が生じたので提出する。

工事箇所位置図



- | | | | |
|--|------------------|--|--------------|
| | 本年度 作れい工施工箇所 | | 作れい工施工済箇所 |
| | 本年度 覆砂工施工箇所 | | 覆砂工施工済箇所 |
| | 令和6年度以降 作れい工施工箇所 | | 本年度 作れい工増工箇所 |
| | 令和6年度以降 覆砂工施工箇所 | | 本年度 覆砂工増工箇所 |



議案第146号

大分市と佐伯市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の
委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を大分市に委託することに関し、同市と協議の上、次のとおり規約を定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

大分市と佐伯市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に
関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と佐伯市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

（予算の執行）

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

（収入の帰属）

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用される旨を公表するものとする。

理 由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を大分市に委託することに関し、同市と協議の上、規約を定めたいので提出する。

議案第147号

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年佐伯市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「中「利用」を「中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整理をしたいので提出する。

議案第148号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
佐伯市国民健康保険税条例（平成17年佐伯市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち

当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の3を第24条の4とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐伯市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に関する規定の整備をしたいので提出する。

議案第149号

佐伯市公民館条例の一部改正について
佐伯市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市公民館条例の一部を改正する条例
佐伯市公民館条例（平成17年佐伯市条例第118号）の一部を次のように改正する。
別表第1 佐伯市大入島地区公民館の項、佐伯市木立地区公民館の項、佐伯市下堅田地区公民館の項、佐伯市上浦地区公民館の項、佐伯市本匠地区公民館の項及び佐伯市本匠西地区公民館の項を削る。
別表第2 中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を削り、第8項を第5項とし、第9項を削り、第10項を第6項とし、第11項を第7項とし、第12項を第8項とし、第13項及び第14項を削り、第15項を第9項とし、第16項から第20項までを6項ずつ繰り上げる。

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

佐伯市大入島地区公民館、佐伯市木立地区公民館、佐伯市下堅田地区公民館、佐伯市上浦地区公民館、佐伯市本匠地区公民館及び佐伯市本匠西地区公民館をコミュニティセンターとすることに伴い、これらの公民館を廃止したいので提出する。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

議案第150号

佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正について
佐伯市大入島開発総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市大入島開発総合センター条例の一部を改正する条例
佐伯市大入島開発総合センター条例（平成17年佐伯市条例第122号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐伯市マリンハウス海人夏館条例

第1条中「産業の振興」を「活性化」に、「開発総合センター」を「マリンハウス海人夏館^{あまなつかん}（以下「海人夏館」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 海人夏館は、佐伯市大字久保浦1059番地13に置く。

第3条を削り、第4条中「センター」を「海人夏館」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「センター」を「海人夏館」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「センター」を「海人夏館」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「センター」を「海人夏館」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条第1号中「センター」を「海人夏館」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条から第19条までを削り、第20条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		使用料
和室（1人1泊）	大人	3,000円
	小中学生	1,500円
	未就学児（3歳以上）	1,000円
個室宿泊棟（1人1泊）	大人	3,500円
	小中学生	2,500円
	未就学児（3歳以上）	1,500円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

大入島開発総合センターの施設を大入島地域コミュニティセンター及びマリンハウス海人夏館に区分し、改めてマリンハウス海人夏館の設置及び管理に関する事項を定めたいので提出する。

議案第151号

佐伯市スポーツ公園条例等の一部改正について
佐伯市スポーツ公園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市スポーツ公園条例等の一部を改正する条例
(佐伯市スポーツ公園条例の一部改正)

第1条 佐伯市スポーツ公園条例(平成17年佐伯市条例第134号)の一部を次のように改正する。

別表第3 佐伯市弥生スポーツ公園の部 武道館の項中

「

210円	430円
------	------

」

を

「

全面 430円	全灯 430円
半面 210円	半灯 210円

」

に改め、同表佐伯市直川スポーツ公園の部中

「

柔道場	210円	210円
剣道場	210円	210円

」

を

「

全面 430円	全灯 430円
半面 210円	半灯 210円

」

に改め、同表佐伯市米水津スポーツ公園の部中

「

1時間	210円	210円
宿泊(1夜1人)	300円	

」

を
「

1時間	全面 430円	全灯 430円
	片面 210円	半灯 210円

」

に改める。

(佐伯市体育館条例の一部改正)

第2条 佐伯市体育館条例(平成17年佐伯市条例第136号)の一部を次のように改正する。

別表第2 佐伯市尺間地区体育館の部体育室の項照明施設加算額の欄及び佐伯市上切畑地区体育館の部体育室の項照明施設加算額の欄中「210円」を「320円」に改める。

(佐伯市B&G海洋センター条例の一部改正)

第3条 佐伯市B&G海洋センター条例(平成17年佐伯市条例第140号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

100円
100円

」

を
「

全面 430円
片面 210円
全面 430円
片面 210円

」

に改め、同表割増等附帯事項の欄中「各使用料金の10割加算」の次に「とする。ただし、体育館の照明使用時に加算する額は、1時間につき、メイン体育館において全灯の場合は650円、半灯の場合は320円とし、サブ体育館(武道場)において全灯の場合は430円、半灯の場合は210円」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の佐伯市スポーツ公園条例別表第3、佐伯市体育館条例別表第2及び佐伯市B&G海洋センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前

の例による。

理 由

体育施設の利用に係る使用料について、同種の施設の金額を調整したいので提出する。

議案第152号

佐伯市グラウンド等条例の一部改正について
佐伯市グラウンド等条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

佐伯市グラウンド等条例の一部を改正する条例
佐伯市グラウンド等条例（平成17年佐伯市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表第2 佐伯市楠本グラウンドの部中「午前8時30分～午後10時」を「午前8時30分～午後5時」に改め、同部グラウンド夜間照明施設の款を削る。

別表第3 佐伯市楠本グラウンドの部中

「

使用料	照明施設加算額	
320円	32灯	1,650円
110円		

」

を

「

使用料
320円
110円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

佐伯市楠本グラウンドの夜間照明施設を廃止したいので提出する。

議案第153号

さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について

さいき元気っ子クラブの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
さいき元気っ子クラブ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市城下西町2番22号
団体名 さいき元気っ子クラブ運営委員会
代表者 会長 曾宮 康生
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

さいき元気っ子クラブの管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第154号

にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について

にじの丘児童クラブの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
にじの丘児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市長島町3丁目16番17号
団体名 にじの丘児童クラブ運営委員会
代表者 会長 高木 龍美
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

にじの丘児童クラブの管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第155号

切畑児童クラブの指定管理者の指定について

切畑児童クラブの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
切畑児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市弥生大字上小倉1201番地1
団体名 社会福祉法人 子ども未来ネット弥生
代表者 理事長 河合 睦夫
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

切畑児童クラブの管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第156号

なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について

なおかわ児童クラブの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
なおかわ児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市直川大字上直見573番地
団体名 なおかわ児童クラブ運営委員会
代表者 会長 柳井 二生
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

なおかわ児童クラブの管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

議案第157号

めだか児童クラブの指定管理者の指定について

めだか児童クラブの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年佐伯市条例第31号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田 中 利 明

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
めだか児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
所在地 佐伯市来島町5番5号
団体名 めだか児童クラブ運営委員会
代表者 会長 内田 健一郎
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

めだか児童クラブの管理を行う指定管理者を指定したいので提出する。

報告第29号

令和5年度佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

専決処分書

令和5年度佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月13日

佐伯市長 田中利明

1 予算書 別冊

報告第30号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年11月28日提出

佐伯市長 田中利明

専決処分書

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月11日

佐伯市長 田中利明

次のとおり損害賠償事件について和解し、損害賠償の額を決定する。

1 事件名

佐伯市鶴見大字吹浦155番地先の市道地下後源五郎谷線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

2 和解及び損害賠償の相手方（以下「相手方」という。）

住所

氏名

3 事件の概要

令和5年9月1日午前7時50分頃、佐伯市鶴見大字吹浦155番地先の市道地下後源五郎谷線において、相手方が所有する自動車を走行させていた際、側溝のグレーチング不良が原因で、当該自動車の左側後方部を損傷した。

4 和解の内容

(1) 本市は、相手方に対し、5に記載する損害賠償金を支払う。

(2) 相手方及び本市は、今後いかなる事情が発生しても、本件に関し裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て、請求を行わないことを誓約する。

5 本市が相手方に対し支払う損害賠償額 450,000円

上記金額の内訳 車両修理費 450,000円